

小金井市議会の東京都に対する3・4・11号線の意見交換に関する質問の回答を掲載します。

質問は、市議会から出された質問事項を小金井市都市整備部長名で5月17日に提出、東京都から6月1日に回答がありました。

小金井3・4・11号線外に係る意見交換会に関する質問（回答）

質問1：今年度は2回の意見交換会が予定されていますが、時期を教えてください。

回答：現時点では未定です。決まり次第、小金井市にお伝えします

質問2：計画の見直し及び整備の是非について、都市整備局同席のもとで意見交換できる場を設けていただきたい。

回答：小金井3・4・11号線外は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、将来都市計画道路ネットワークの検証を実施し、必要性を確認しています。その上で自動車交通の円滑化の観点から交通の転換や拡福により、渋滞緩和に寄与することが期待される区間を優先整備路線に位置付けています。

整備にあたっては、環境、景観への配慮などについて、市内にお住いの皆様のご意見を伺いながら進めたいと考えております。このため、意見交換会等については、建設局主催で開催することとしており、都市整備局の出席については考えていません。

質問3：意見交換会及び説明会で発言を希望される方全員が、意見を言えるようにしていただきたい。

回答：これまで開催させていただいた、意見交換会や説明会も皆様からの意見を伺う一つの手法と考えております。整備にあたり、環境、景観への配慮などについて、今後も少しでも多くの皆様からの意見を伺えるような方法等を検討していきます。

質問4：東京都建設局の平成30年度予算にある「街路事業649(小金井3・4・11外1路線)」及び「道路事業529(小金井3・4・1外1路線)」の内容を教えてください。

回答：東京都平成30年度予算区市町村別主要事項（小金井市）のうち、「街路事業649百万円（小金井3・4・11外1路線）」については、事業中である小金井3・4・11(梶野町)及び小金井3・4・14(本町)の整備に要する予算を掲載しています。「道路事業529百万円（小金井3・4・1外1路線）」については第三次みちづくりまちづくりパートナー事業である小金井3・4・1及び小金井3・4・3の整備に要する予算を掲載しています。

質問5：当該路線の必要性（道路ネットワーク、交通量、防災性及び費用対効果）について、具体的に教えてください。

回答：当該路線の必要性については、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、将来都市計画道路ネットワークの検証を実施し、「交通処理機能の確保」「避難場所へのアクセス性向上」「延焼遮断帯の形成」の項目にて、必要性を確認しています。

「交通処理機能の確保」の検証については、道路の最低限の規格として2車線道路を想定し、その担うべき交通量の目安として、交通容量(1日当たり12,000台)の半分として1日当たり6,000台を設定し、将来の交通量がこれ以上となる区間の都市計画道路は今後も必要であると評価しており、当該路線については、現都市計画道路が全て整備された際の推計交通量が約13,000台/日となっています。

「避難場所へのアクセス性向上」の検証については、東京都や各市町が定める避難場所のうち、一時的に避難する避難場所にアクセスする都市計画道路は今後も必要であると評価しており、当該路線については、広域避難場所に指定されている武蔵野公園へアクセスする都市計画道路となっています。

「延焼遮断帯の形成」の検証については、「防災都市づくり推進計画」（平成28年3月）において、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」「一般延焼遮断帯」から成る、延焼遮断帯に位置付けられている都市計画道路は今後も必要であると評価しており、当該路線については「主要延焼遮断帯」に位置付けられています。

なお、費用対効果については、事業化する段階で算出することとしています。

質問6：東京都の資料では「意見交換会は開催しましたが、東京都の用意した資料の説明及び整備にあたって、環境や景観の配慮についての意見交換は実施出来ておりません」となっていますが、建設局のホームページでは「意見交換会を開催しました」となっています。ホームページの記載を修正していただきたい。

回答：意見交換会は開催しました。しかしながら、東京都の用意した資料の説明や、整備にあたっての環境や景観の配慮についての意見交換は実施出来ていません。その事実をホームページに記載しております。

回答は、市議会の質問に真摯に答えるものとはなっていません。交通量もすでに平成27年度調査でも、減ってきている事実を無視しており、一般論を述べている

だけです。しかしながら、東京都に対して、様々な機会をとらえて、要請行動や抗議の意思を示すことは重要ではないでしょうか。

むさしの地区外環問題協議会総会に参加して シールドマシン工場の影響で野川に気泡

6月24日、吉祥寺で行われた「第13回むさしの地区外環問題協議会総会」に参加しました。この協議会は、吉祥寺東、本宿、吉祥寺南の3つのコミュニティセンターによるコミュニティ連絡会ネットワーク事業として行われており、市役所もオブザーバーとして参加しており、「賛成」「反対」「よくわからない」のどなたでも参加できる組織として運営しているとのこと。

この日の総会は第2部で、市議会外環道路特別委員の市議のみなさんとの「外環をめぐる諸問題について」懇談が行われました。市議会議員は、特別委員会委員長の自民党

の市議や、無所属、公明党、共産党など5人が参加して行われました。

これまで、協議会が東京都と24回の話し合いを持ってきたこと、博多の陥没事故は「地中は安全」という行政の見解が成り立たないことが出されました。また、直近にシールドマシンで地下50m掘り始めた東名ジャンクショ付近の野川で水面に気泡がぶくぶく浮き出ているため、地下で何が起きているかわからないと話されました。

これも、地表に影響がないということが成り立たないことを示していると話されました。

小金井にお住まいで、自然保護に係る映画製作に携わっている方が発言をもとめ、小金井でも地下水で問題になったこと、この地下水をどう調整するかは極めて難しいことで、全国でもたくさんのおきていっていると話されました。最後に武蔵野市役所の方が、市の取り組みについて報告しました。この野川の気泡について、6月22日に国会議員が現地調査しています。

事業者の説明では、野川にかかる大正橋付近では5月半ばから2ヶ所で気泡の発生が続き、堤防上にある観測用井戸から水があふれる事態も起きています。

NEXCO担当者は「シールド工法で使う圧縮空気が地面の隙間を通り出ていると思われる」と説明しました。外環道に取り組む住民団体では「大深度法違反」として、工事の中止求めています。



野川に気泡がブクブク

<写真は「止めよう外環2ねりまの会」のフェイスブックから>

東京都議会で

辻野議員が3・4・11号線について質問

3月20日の都議会一般質問で、小金井選出の辻野栄作都議会議員が小金井の都市計画道路3・4・11号線について質問しました。

質問の要旨は、南北の道路がないのでインフラ整備にとても重要であること、同時に野川とハケの自然環境が損なわれるのでは、危惧の声が寄せられていることなどについて都の見解を聞くというものでした。

都は西倉都技監・建設局長

が3・4・11号線は、広域避難場所への南北のアクセスのためと生活道路混雑解消に資するとして、地域の重要な道路と考えていること、11月と1月に環境への配慮について意見を伺うことを目的に意見交換会をおこない、この意見交換会の内容を市民に知らせすべく、説明会を行なったと答弁。さらに、景観や自然環境などについて調査して意見交換をいねいに行うと答弁しました。

小平3・2・8号裁判を傍聴して

7月3日、東京高裁825号法廷は、傍聴席の8割以上が埋まりました。原告2名の証人尋問が各1時間ずつ。一人は道路が完成すれば新青梅街道と同程度の規模と交通量が予想されるとして新青梅街道添いの騒音測定をした結果を報告しました。都側の環境アセスメントでは平均的騒音を基にして「問題なし」としているが、車が通るたびに大きく変動する騒音ピークがストレスの原因と言う知見もあるので実際に測定してみると、大型トラック通過時には80dBを超えるという証拠を提供した。道路に面したビルの3階では測定値より6dBも増加するなど述べました。

もう一人は、ドライブレコーダーの映像を使った写真によって都が主張するような既存道路の渋滞がないばかりではなく、抜け道として利用され、危険とする生活道路には車が少ない事を示しました。そして交差点のスイスイ・プログラムが施工されたことよって、近隣の全体としての交通量や渋滞の減少が顕著であるとなりました。

裁判の傍聴から

東京外環道訴訟

開廷15分前に到着したが、すでに満席、途中交代で半分だけ傍聴。4人が意見陳述。「私の住まいは、真下に地中拡幅部が計画されています。ここは事業者自らが世界最大級の難工事」と早い段階から公言して憚らない、極めて高い難度と、危険性を伴う部分です」

と5歳と3歳の子供に「あの時、父上が外環道を止めてくれて本当に良かった」と言ってくれる日が来ると信じていますと、1人の方が陳述を結びました。

もう一人の原告も、直径16mのシールドマシンが地下40mに巨大なトンネルを掘り進めれば、地下水の遮断され、地盤沈下、井戸枯れを起こす、「心のふるさと・善福寺池」が涸れてしまうと訴えました。

次回10月9日の口頭弁論は東京地裁で一番大きな法廷に移動しておこなうこととなりました。

外環道青梅街道インター訴訟

6月6日、原告側弁護士から「国は工事が困難を理由に、外環道2020年開通断念を発表した。認可のときから施行期間が適切でなかった。買収も24%を下回っている。地下水を分断し、地盤沈下もおきている。「国は事業を凍結すべき」と主張。国からは反論がなされませんでした。

報告集会では、古田裁判長が次回とその次の口頭弁論日程まで、決めて判決を急ごうとしているが、土地の買収も進まず、工事も進まず、住民側が国を追い詰めている状態であると報告されました。

4月に行われた住民集会には地元町会長のあいさつに続き、隣町の町会長も連帯表明。練馬区に対する町会の申し入れに練馬区は「青梅街道インター前提の『まちづくり計画』は町会の同意なしに進めない」と回答しています。

<前回の世話人会以降の活動経過>

- 6月7日 第28回世話人会
- 6月10日 市民の会 会報 第27号発行
- 6月12日 東京外環道第2回口頭弁論傍聴
- 6月14日 3・4・11号線住民の会が三多摩法律事務所訪問
- 6月21日 3・4・11号線住民の会世話人会
- 6月27日 多摩地区道路連絡会
- 7月5日 第29回世話人会

<今後の日程>

- 7月8日 都市計画道路を考える小金井市民の会
講演会と第3回総会 午後2時 前原集会施設
- 8月2日 第30回世話人会 (予定)
- 8月3日 多摩地区道路連絡会 午後1時30分

<これからの他地域の裁判・学習会等の日程>

- 7月10日15時 北区赤羽86号線 第2回口頭弁論
地裁103号法廷
- 7月11日15時 北区志茂86号線口頭弁論 地裁103号法廷
- 7月14日14時 清瀬市下宿・旭が丘生活道路の安全と環境
を守る懇談会
- 7月22日9時30分 都道52号線に反対する会総会
- 7月25日14時30分 北区十条73号再開発訴訟
第4回口頭弁論 地裁103号法廷
- 8月24日14時 品川29号線 口頭弁論 地裁103号法廷
- 9月5日11時30分 青梅インター 口頭弁論 地裁522法廷
- 9月10日14時 十条73号線口頭弁論 地裁103号法廷
- 9月28日15時 品川26号線 口頭弁論 地裁103号法廷
- 10月9日14時 東京外環道第3回口頭弁論 地裁103号法廷

<道路全国集会>11月17日・18日 会場：東京経済大学

会員のみなさんへ

2017年度会費納入まだの方は、
振込をお願いします
年会費 1,000円

<振込先>

★ゆうちょ銀行から振り込まれる場合

■ゆうちょ銀行

■口座 記号番号 10150-95588471

■口座名義 トシケイカドウロヲカンガエルコガ
ネイシミンノカイ

(ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方は、ATMで送金されると、送金手数料はかかりません。窓口からの送金は手数料がかかります)

★ゆうちょ銀行以外から振り込まれる場合は、下記の口座へ(手数料がかかります)

■銀行名 ゆうちょ銀行

■金融機関コード 9900

■店番 018

■預金種目 普通

■店番 〇一八店(ゼロイチハチ店)

口座番号 95588471

■口座名義 トシケイカドウロヲカンガエルコガ
ネイシミンノカイ

都市計画道路川柳

市民無視

議会の声も

聞きません

「巡視する」

公約どこへ

とんでいった

見直しの

国の指針も

なんのその

